

法律事務所の業務妨害に関する会長声明

平成22年4月7日午後5時半頃、大阪弁護士会所属会員の法律事務所にタオルで包んだ包丁を持った男が訪れ、相手方の代理人であった弁護士に対して面談を強要し、かけつけた警察署員によって銃刀法違反容疑で現行犯逮捕されるという事件が発生した。

この事件が、当会会員に対して、刃物を持参して脅迫により面談を強要し、自らの主張を実現しようとした行為であるとすれば、弁護士業務に対する重大な妨害行為であり、法治国家においては断じて許容することができないものである。

当会においては、これまで所属会員の法律事務所の職員が、事務所内において殺害されるなどの事件も発生しており、このような暴力や脅迫・強要などの手段による弁護士業務の妨害は、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士制度に対する不当な攻撃であり、司法制度や法秩序に対する重大な挑戦であって、決して許されるものではない。

国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、その第16条において「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たし得ること・・・を保障するものとする。」と定めている。

当会は、国連原則に則り、市民の方々と共にこのような弁護活動への妨害や脅迫・強要が法の支配、民主主義への挑戦であるとの理解を共有し、今回の行為に対して強く抗議するとともに、このような脅迫・強要などの妨害行為から会員を守り、会員が弁護士の使命を貫徹できるように、全力を尽くす決意であることをここに声明する。

2010年（平成22年）4月9日

大阪弁護士会

会長 金子 武嗣